

払戻しの揭示物

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻し のお知らせ

令和4年3月31日に取扱い(サービス)を終了した、当社発行の前払式支払手段(ICHIBA)について、下記の通り未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

- 払戻しを行う前払式支払手段発行者の名称
JPYC株式会社(旧商号:日本暗号資産市場株式会社)
- 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
ICHIBA(ICB)
- 払戻しの申出期間
令和4年4月7日から令和4年7月6日まで

※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻の手続きから除外されますので、ご注意願います。

- 申出の方法
<https://forms.gle/iGRk2rbfpipMNouVA>
以上のフォームへの入力・送信
- 払戻しの方法
銀行振込のみ
- 払戻しに関する問い合わせ先
〒100-0004
東京都千代田区大手町1丁目6-1 大手町ビル4階 FINOLAB内
JPYC株式会社 法務
TEL : 03-6820-0461(平日 10:00~19:00)
<https://jcam.co.jp/>

JPYC株式会社
令和4年4月7日